

保医発 0630 第 2 号
令和 4 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 227 号）が公布され、令和 4 年 7 月 1 日から適用されることに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 7 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

- 1 別紙1を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 81 点
- ロ 小白歯・前歯 50 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,052点
- (2) 4分の3冠 1,315点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 447点
 - b 複雑なもの 826点
 - ロ 5分の4冠 1,039点
 - ハ 全部金属冠 1,308点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 304点
 - b 複雑なもの 604点
 - ロ 4分の3冠 747点
 - ハ 5分の4冠 747点
 - ニ 全部金属冠 936点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー

| | | |
|--------|-------------------------|---------|
| a | 単純なもの | 23 点 |
| b | 複雑なもの | 40 点 |
| ロ | 5分の4冠 | 52 点 |
| ハ | 全部金属冠 | 64 点 |
| (2) | 小白歯・前歯・乳歯 | |
| イ | インレー | |
| a | 単純なもの | 14 点 |
| b | 複雑なもの | 30 点 |
| ロ | 4分の3冠（乳歯を除く。） | 36 点 |
| ハ | 5分の4冠（乳歯を除く。） | 36 点 |
| ニ | 全部金属冠 | 47 点 |
| M010-2 | チタン冠（1歯につき） | 66 点 |
| M010-3 | 接着冠（1歯につき） | |
| 1 | 金銀パラジウム合金（金12%以上） | |
| (1) | 前歯 | 747 点 |
| (2) | 小白歯 | 747 点 |
| (3) | 大白歯 | 1,039 点 |
| 2 | 銀合金 | |
| (1) | 前歯 | 36 点 |
| (2) | 小白歯 | 36 点 |
| (3) | 大白歯 | 52 点 |
| M010-4 | 根面被覆（1歯につき） | |
| 1 | 根面板によるもの | |
| (1) | 金銀パラジウム合金（金12%以上） | |
| イ | 大白歯 | 447 点 |
| ロ | 小白歯・前歯 | 304 点 |
| (2) | 銀合金 | |
| イ | 大白歯 | 23 点 |
| ロ | 小白歯・前歯 | 14 点 |
| 2 | レジン充填によるもの | |
| (1) | 複合レジン系 | 11 点 |
| (2) | ガラスアイオノマー系 | |
| イ | 標準型 | 8 点 |
| ロ | 自動練和型 | 9 点 |
| M011 | レジン前装金属冠（1歯につき） | |
| 1 | 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 | 1,166 点 |
| 2 | 銀合金を用いた場合 | 103 点 |
| M011-2 | レジン前装チタン冠（1歯につき） | 66 点 |
| M015 | 非金属歯冠修復（1歯につき） | |
| 1 | レジンインレー | |
| (1) | 単純なもの | 29 点 |
| (2) | 複雑なもの | 40 点 |
| 2 | 硬質レジンジャケット冠 | |
| (1) | 歯冠用加熱重合硬質レジン | 8 点 |
| (2) | 歯冠用光重合硬質レジン | 183 点 |

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,505点

ロ 小臼歯 1,134点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 905点

ロ 小臼歯 1,134点

ハ 大臼歯 1,505点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65点

ロ 小臼歯 65点

ハ 大臼歯 65点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

| | |
|--|---------|
| (1) 1 歯から 4 歯まで | 2 点 |
| (2) 5 歯から 8 歯まで | 3 点 |
| (3) 9 歯から 11 歯まで | 5 点 |
| (4) 12 歯から 14 歯まで | 7 点 |
| 2 総義歯 (1 顎につき) | 10 点 |
| M019 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき) | |
| 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 | |
| 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき) | 37 点 |
| M020 鑄造鉤 (1 個につき) | |
| 1 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | 1,363 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 1,109 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | |
| イ 大白歯 | 1,109 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 852 点 |
| ハ 前歯 (切歯) | 656 点 |
| 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小白歯 | 1,204 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 941 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | |
| イ 大白歯 | 826 点 |
| ロ 犬歯・小白歯 | 718 点 |
| ハ 前歯 (切歯) | 666 点 |
| 3 鑄造用コバルトクロム合金 | 5 点 |
| M021 線鉤 (1 個につき) | |
| 1 不銹鋼及び特殊鋼 | 7 点 |
| 2 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | 652 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | 504 点 |
| M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき) | |
| 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) 前歯 | 333 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 359 点 |
| (3) 大白歯 | 413 点 |
| 2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) 前歯 | 38 点 |
| (2) 犬歯・小白歯 | 38 点 |
| (3) 大白歯 | 38 点 |
| M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき) | |
| 1 磁石構造体 | 777 点 |
| 2 キーパー付き根面板 | |
| (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) | |

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

| | |
|----------|-------|
| イ 大臼歯 | 826 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 604 点 |

(2) 銀合金

| | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 40 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 30 点 |

(キーパー)

| | |
|--------|-------|
| 1 個につき | 233 点 |
|--------|-------|

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

| | |
|------------------------|---------|
| (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | 1,930 点 |
| (2) 鋳造用コバルトクロム合金 | 18 点 |

2 屈曲バー

| | |
|----------|------|
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 30 点 |
|----------|------|

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

| | |
|---------|-------|
| 1 シリコン系 | 166 点 |
| 2 アクリル系 | 100 点 |

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| (別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>81 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>50 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,052 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,315 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>447 点</u> b 複雑なもの <u>826 点</u> | (別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 77 点 ロ 小白歯・前歯 48 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 964 点 (2) 4分の3冠 1,205 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 410 点 b 複雑なもの 759 点 |

| | | | |
|---------------------|---------------|---------------------|--------|
| ロ 5分の4冠 | <u>1,039点</u> | ロ 5分の4冠 | 955点 |
| ハ 全部金属冠 | <u>1,308点</u> | ハ 全部金属冠 | 1,201点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | | (2) 小臼歯・前歯 | |
| イ インレー | | イ インレー | |
| a 単純なもの | <u>304点</u> | a 単純なもの | 279点 |
| b 複雑なもの | <u>604点</u> | b 複雑なもの | 555点 |
| ロ 4分の3冠 | <u>747点</u> | ロ 4分の3冠 | 686点 |
| ハ 5分の4冠 | <u>747点</u> | ハ 5分の4冠 | 686点 |
| ニ 全部金属冠 | <u>936点</u> | ニ 全部金属冠 | 860点 |
| 3 銀合金 | | 3 銀合金 | |
| (1) 大臼歯 | | (1) 大臼歯 | |
| イ インレー | | イ インレー | |
| a 単純なもの | <u>23点</u> | a 単純なもの | 22点 |
| b 複雑なもの | <u>40点</u> | b 複雑なもの | 38点 |
| ロ 5分の4冠 | <u>52点</u> | ロ 5分の4冠 | 50点 |
| ハ 全部金属冠 | <u>64点</u> | ハ 全部金属冠 | 61点 |
| (2) 小臼歯・前歯・乳歯 | | (2) 小臼歯・前歯・乳歯 | |
| イ インレー | | イ インレー | |
| a 単純なもの | 14点 | a 単純なもの | 14点 |
| b 複雑なもの | <u>30点</u> | b 複雑なもの | 29点 |
| ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) | <u>36点</u> | ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) | 35点 |
| ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) | <u>36点</u> | ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) | 35点 |
| ニ 全部金属冠 | <u>47点</u> | ニ 全部金属冠 | 45点 |
| M010-2 (略) | | M010-2 (略) | |
| M010-3 接着冠(1歯につき) | | M010-3 接着冠(1歯につき) | |
| 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) | | 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) | |
| (1) 前歯 | <u>747点</u> | (1) 前歯 | 686点 |
| (2) 小臼歯 | <u>747点</u> | (2) 小臼歯 | 686点 |

| | | | |
|--------------------------------|---------|--------------------------------|---------|
| (3) 大白歯 | 1,039 点 | (3) 大白歯 | 955 点 |
| 2 銀合金 | | 2 銀合金 | |
| (1) 前歯 | 36 点 | (1) 前歯 | 35 点 |
| (2) 小臼歯 | 36 点 | (2) 小臼歯 | 35 点 |
| (3) 大白歯 | 52 点 | (3) 大白歯 | 50 点 |
| M010-4 根面被覆 (1 歯につき) | | M010-4 根面被覆 (1 歯につき) | |
| 1 根面板によるもの | | 1 根面板によるもの | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| イ 大白歯 | 447 点 | イ 大白歯 | 410 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 304 点 | ロ 小臼歯・前歯 | 279 点 |
| (2) 銀合金 | | (2) 銀合金 | |
| イ 大白歯 | 23 点 | イ 大白歯 | 22 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 14 点 | ロ 小臼歯・前歯 | 14 点 |
| 2 (略) | | 2 (略) | |
| M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき) | | M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき) | |
| 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | 1,166 点 | 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | 1,071 点 |
| 2 銀合金を用いた場合 | 103 点 | 2 銀合金を用いた場合 | 99 点 |
| M011-2~M016-3 (略) | | M011-2~M016-3 (略) | |
| M017 ポンティック (1 歯につき) | | M017 ポンティック (1 歯につき) | |
| 1 鋳造ポンティック | | 1 鋳造ポンティック | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| イ 大白歯 | 1,505 点 | イ 大白歯 | 1,383 点 |
| ロ 小臼歯 | 1,134 点 | ロ 小臼歯 | 1,042 点 |
| (2) 銀合金 | | (2) 銀合金 | |
| 大白歯・小臼歯 | 51 点 | 大白歯・小臼歯 | 49 点 |
| 2 レジン前装金属ポンティック | | 2 レジン前装金属ポンティック | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | |
| イ 前歯 | 905 点 | イ 前歯 | 831 点 |
| ロ 小臼歯 | 1,134 点 | ロ 小臼歯 | 1,042 点 |
| ハ 大白歯 | 1,505 点 | ハ 大白歯 | 1,383 点 |

| | | | |
|---------------------------|----------------|---------------------------|---------|
| (2) 銀合金を用いた場合 | | (2) 銀合金を用いた場合 | |
| イ 前歯 | <u>65 点</u> | イ 前歯 | 63 点 |
| ロ 小臼歯 | <u>65 点</u> | ロ 小臼歯 | 63 点 |
| ハ 大臼歯 | <u>65 点</u> | ハ 大臼歯 | 63 点 |
| M017-2～M019 (略) | | M017-2～M019 (略) | |
| M020 鑄造鉤 (1 個につき) | | M020 鑄造鉤 (1 個につき) | |
| 1 14カラット金合金 | | 1 14カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | | (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小臼歯 | <u>1,363 点</u> | イ 大・小臼歯 | 1,249 点 |
| ロ 犬歯・小臼歯 | <u>1,109 点</u> | ロ 犬歯・小臼歯 | 1,016 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | | (2) 二腕鉤 (レストつき) | |
| イ 大臼歯 | <u>1,109 点</u> | イ 大臼歯 | 1,016 点 |
| ロ 犬歯・小臼歯 | <u>852 点</u> | ロ 犬歯・小臼歯 | 780 点 |
| ハ 前歯 (切歯) | <u>656 点</u> | ハ 前歯 (切歯) | 601 点 |
| 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | | 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| (1) 双子鉤 | | (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小臼歯 | <u>1,204 点</u> | イ 大・小臼歯 | 1,106 点 |
| ロ 犬歯・小臼歯 | <u>941 点</u> | ロ 犬歯・小臼歯 | 865 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | | (2) 二腕鉤 (レストつき) | |
| イ 大臼歯 | <u>826 点</u> | イ 大臼歯 | 759 点 |
| ロ 犬歯・小臼歯 | <u>718 点</u> | ロ 犬歯・小臼歯 | 660 点 |
| ハ 前歯 (切歯) | <u>666 点</u> | ハ 前歯 (切歯) | 612 点 |
| 3 (略) | | 3 (略) | |
| M021 線鉤 (1 個につき) | | M021 線鉤 (1 個につき) | |
| 1 (略) | | 1 (略) | |
| 2 14カラット金合金 | | 2 14カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | <u>652 点</u> | (1) 双子鉤 | 599 点 |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | <u>504 点</u> | (2) 二腕鉤 (レストつき) | 463 点 |
| M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき) | | M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき) | |

| | |
|--|--|
| <p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>333 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>359 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>413 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>826 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>604 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>40 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,930 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p> | <p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 306 点</p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 330 点</p> <p>(3) 大臼歯 380 点</p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 759 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 555 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 38 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 29 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,773 点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p> |
|--|--|